

亀山市国民健康保険税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年6月29日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市条例第17号

亀山市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

亀山市国民健康保険税条例（平成17年亀山市条例第158号）の一部を次のように改正する。

附則第20項中「令和3年3月31日」を「令和4年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。